

平成24年度 第1回介護保険運営協議会

1. 会議の期日及び場所

- (1) 平成24年8月23日(木)
- (2) 市役所7階全員協議会室

2. 出席委員

19人

3. 会長、副会長の選出

委員の互選により、武村会長、石田副会長を選出

4. 報告事項

- (1) 介護保険の実施状況について(資料1)

・・・・・・・・介護保険課から説明

(会長)

事務局から説明のあった件について、事業者のお立場、あるいは利用者のお立場から何かお気づきの点、質問したいということがあればよろしくお願いします。

(委員)

介護保険の実施状況の5ページ目に、サービス利用者数があり、居宅、地域密着、施設に分かれているが、最近増えている高齢者用賃貸住宅を利用されている方は大概そこに住みながら併設されているデイサービスに行ったり、お部屋の掃除をしてもらっている方が多いが、そういう方は居宅に入るのか。

(事務局)

その方がサービス付き高齢者住宅に住みながら使っているサービスに着目して集計している。例えば仮にデイサービスや訪問介護を使われているような場合は、居宅のほうで件数をカウントすることになる。

(会長)

サービスの利用者とか給付の現状、それから動向、これは今のデータで分かったが、24年度からの介護サービスの中で新しい制度がいくつか盛り込まれたと思うが、取組の状況はどのようになっているのか。新しい課題なのですぐというわけにはいかないと思うが、その点について少しお話しただけはないか。

(事務局)

今ほどご指摘のあった、新設の24時間型の訪問介護看護、あるいは小規模多機能型居宅介護に医療系サービスをつけた複合型サービスと呼ばれるもの、この二つについて、現時点で金沢市においては指定申請が出てきていない。これらについてはそれぞれ、例えば24時間型訪問介護看護であれば

夜間帯の人材を確保すること、あるいはそういった 24 時間対応できるオペレーターの確保といったような人材の確保、あるいは報酬体系といったような課題がそれぞれあると思っている。

各事業者において、そういった新サービスに参入するに当たっての課題がそれぞれあるかと思うので、参入に関心を示している事業者に対し、金沢市として個別に相談に乗っている段階である。これから順次、サービスを提供したいという事業者に意思確認を行い、早期に指定に結びつけたいと考えている。

(委員)

サービス付き高齢者住宅について質問させていただく。現在金沢市内のサービス付き高齢者住宅において、どれだけの居室数があってそのうちどれだけの方が入居しているのかというデータはあるか。

(事務局)

サービス付き高齢者住宅ということでは、現在登録されているのが 17 施設、574 戸、ただしこのうちの半数近くがまだ実際には開設されていない。現在実際に入居可能な施設は 341 戸という状況である。入居の状況については、秋口に調査をすることになっており、現在ではまだ把握していない。

(会長)

他にないようであれば、取りあえず介護保険の実施状況についての報告は、こういう形で取りまとめさせていただき、色々ご意見もあったので、事務局のほうで円滑な運営について引き続きよろしくお願ひ申し上げたい。

次に、介護保険サービスの指定基準の方向性について、事務局から説明をお願いしたい。なお、この件については、介護サービス向上専門部会でこれまで何度か検討いただいたものの報告であり、本来なら専門部会の部会長から説明をいただくことになるが、今回ご承知のように改選があり、部会長が退任されたことから、事務局で説明をお願いする。

(2) 介護保険サービス指定基準の方向性について (資料 2)

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

(会長)

このことについて、委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたい。それぞれ事業者の立場、利用される立場、どの観点からでも結構なので、色々あろうかと思うがお願いしたい。

(委員)

24 時間訪問介護になかなか手がないということだが、そもそも手がないというのは、そこで働く介護職員の方がいないからなのか。今ほどの独自基準についても、非常にすばらしいものだと思うが、そもそもそれを担う介護職が果たしているのかどうか。計画を立てても、それを担う人材がどれだけ見込まれているのかということであり、実際にはできないことがいっぱい出てくるのではないかと。現行の職員の数でも、今皆さんが説明を受けられたように、事業所は非常に増えている。すると職員の取り合いが起こる。ただ、一時不景気でいわゆる失業対策として介護の方へ、ということでヘルパー資格を取るという方が増えたけれども、しかしその方々も、実際には介護の場へもごくわずかししか入っていないのではないかと。金沢市の方ではそういうことを調査しているのか。

(事務局)

今ほどのご指摘だが、24 時間型サービスについては、人材を確保するという点での難しさと、24 時間型サービスそのものが介護報酬の体系としては包括報酬となっているので、事業者の方の話を聞くと、例えば随時対応という形での訪問回数が多くなった時に、現行の訪問介護と比べて採算を取るのが難しいのではないかとといった懸念もあると聞いている。これは事業所によって懸念の点はそれぞれかと思うので、人材の確保が難しいというのは一つの大きな要素だと思っているが、それだけではないと思っている。

また、介護人材の状況については、金沢市内においてもご指摘のとおり、事業所間で介護人材のいわば取り合いになっているといったような事例については私どもも耳にしている。これについて今定量的にデータを示せる状況ではないが、しかしながらそういったこともあると聞いているので、金沢市としても、例えば介護福祉士を養成していただくために、介護福祉士の養成講座の開催経費の一部補助や受講料の一部軽減といったようなことも含めて、介護人材の養成を並行して行ってまいりたいと思っている。一方では介護サービスを提供する際の質の確保といったことも必要になると思うので、実地指導を行う際に人員配置についてはきっちりと見ていきたい。

(委員)

我々医療機関からすると虐待とかいう事はちょっと信じられない事態で、聞いて驚いたが、こういった事例というのは金沢市として把握しているのか。実際どのくらいそういうことが起きているのか。

(事務局)

虐待については一応、地域から報告の上がってきた分を市で取りまとめて、県のレベルでの報告がなされたと思う。その後国のほうでまとめてまた公表の形になるが、市の方に通報としてあったのが昨年度、一昨年度は約 130 件、本年度は 170 件弱であり、そのうちの半数程度が実際に虐待があったと市として認定している。現在詳細について状況等を確認して取りまとめているので、次回ご報告をさせていただきます。

(委員)

この虐待の件数というのは、地域なのか、それとも施設内なのか。

(事務局)

いわゆる自宅での虐待と捉えている。施設虐待については昨年度、通報のあったのは 1 件である。

(委員)

独自基準設定の考え方の 2 番目は、あくまで施設が対象となるのか。それとも地域も含めての基準になるのか。

(事務局)

高齢者虐待防止法においては、すでにこうした機会の確保を事業者には義務付けており、ここで言う事業者はいわゆる介護施設にとどまるものではなく、居宅サービスも含めて高齢者虐待防止法の対象になっているということである。今回の基準設定において、基本的には高齢者虐待防止法という法律にすでに示されている内容について、改めて指定基準の段階でもその趣旨を明確に書いてはどうかと

いうことで検討していただいたものである。

(委員)

県のほうでは施設対象の虐待防止の研修等ずっとやっていると思うが、施設における虐待の定義や意味はそれぞれの施設では十分に理解されてきているのではないかと思う。その中でもう一步前進して、虐待にいくまでの不適切なケアを未然に防ぐことによって虐待を防げるのではないかと思うので、今実際施設において考えられている不適切なケアをどうやって潰していくかということが大事ではないかと思う。

(事務局)

ご指摘として受け止めさせていただきたい。

(委員)

入居者の生活実態に即した時間帯の設定について、実際に実態に即して適切に時間帯を設定されているかどうかというのは、どうやって確認されると考えているか。

(事務局)

まず、日中生活時間帯の設定について。グループホームの日中生活時間帯の設定については、まず申請の段階でこの時間からこの時間までを日中生活時間帯として設定するということを示してもらうことになる。これについて、介護保険運営協議会の地域密着型サービス専門部会において、申請の内容について審査を行うことになる。仮に審査の段階で日中生活時間帯が極端に短い、といったような事例があれば、この段階で申請を出してきた事業者に対してその是正をお願いした上で最終的な指定を行う、ということを考えている。実際に指定後については、定期的な実地指導の際に、日中生活の時間帯について改めて確認し、明らかに短すぎるといったような場合については指摘するということ想定している。

(委員)

長いか短いかが問題で、実際にそこに住まわれている方の寝起きの時間というよりは、むしろまずは長さに着目して見ていく、ということよろしいか。

(事務局)

基本的には利用者の生活実態に即して設定していただく、ということになるが、これについてももちろん長いか短いということだけではないが、まず指定申請の段階では長さについて見ることになると思う。

(委員)

独自基準の設定について、私も基本的には賛成で、ぜひやっていただきたいと思うが、義務化したものについて、実際にそれが行われるかどうかの検証についてはどのように考えているか。

(事務局)

例えば義務化したものについて、一つ目のところで教育機会の確保ということでお示ししている。

これについては、現行の国基準においても実際に従業者の資質の向上のための研修機会の確保、ということが義務づけられている。これは、実際にはそういった研修計画を立てて研修をやっているかどうかということ、実地指導の際に確認しているところであり、実際に今回のこういった規定についても同様の内容とさせていただきたいと思っている。

(委員)

義務化という限りは、市が実施に当たって、特に予算的などころも含んで企画をしていくということが求められると思うが、研修等を義務化することにあたってどのような対応を考えているか。

(事務局)

教育機会の確保についてはご指摘のとおりであり、これから予算要求の段階で考えていきたいと思っているが、基本的には教育機会の確保という風に書いているので、各事業所における研修を実際に行っていただくか、あるいは市ないし金沢市介護サービス事業者連絡会主催の研修といった形の研修に職員の方を派遣していただくということの両面が考えられる。市としては、どちらも含めて予算要求の段階で検討していきたい。

(委員)

特に人材の確保と育成は、非常に市にとっても重要なことだと思うので、ぜひその辺は条例とともに具体的な策で支援をお願いしたい。

(会長)

それでは色々ご意見をいただいたようであり、それから義務化ということになると先ほどの委員からもお話があったように、それを支援する市の施策についても、しっかりと取り組みをお願いしたいと思う。それでは本協議会としても、今回の介護サービス向上専門部会からの報告、そしてただいま委員の皆様からいただいた意見を踏まえて条例案を市の方で検討していただく、ということによろしいか。

(委員)

異議なし

(会長)

では、報告事項は以上のようなので、引き続いて次第に従って専門部会の編成についてお諮りさせていただく。それではこの点について事務局のほうから説明をお願いしたい。

5. 議事

(1) 専門部会の編成について（資料3）

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

(会長)

事務局から説明があったが、その前に事務局の方にご質問するが、一つのワーキング、4つの専門部会があるという説明だが、具体的に今後どのような事項が出てくるのか。例えば、介護サービス向上専門部会は先ほどのように条例の色々な基準は一通り検討していただいたので、今後具体的にはこ

ういう仕事があると、少し具体的なお話を教えていただければ、それぞれ皆さん手を挙げやすいと思う。その点について、例えば長寿安心プランのワーキングはプランを作成したので、今年度少し評価の部分が一、二回あるとか、そういうようなことを少しお話しいただければより分かりやすいと思うので、可能な部分で結構なのでお話しいただければと思う。

(事務局)

長寿安心プランワーキングについては、基本的には長寿安心プランの内容についてご議論いただく場とお考えいただければと思う。長寿安心プランは、3年を1期ということで事業運営を行っているので、概ね3年に1回繁忙期がやってくるとお考えいただければと思う。

苦情等専門部会は、市民が介護保険サービスを利用された、あるいは利用しようとした時に、こういったことについて苦情を申し立てたいという場合に、市としての受け止めにここでさせていただいて、運営協議会に報告するとともに市長に意見を述べるという形で、個々の苦情に対する一つの救済機関ということで設けている。開催については定期というよりは、どちらかと言えば実際に苦情があった時ということで不定期になる。

地域密着型サービス専門部会は、地域密着型サービスについて、申請が上がってきた際に事前その内容について審査を行っていただいている。したがってこれについても具体的な申請等が上がってきた時ということなので、不定期ということになるが、年々地域密着型サービスが増えてきており、24時間型サービス、複合型サービスについても地域密着型サービスの類型になるので、実際に指定等を行う際にはこちらに諮ることになる。

地域包括支援センター専門部会は、地域包括支援センターの設置および変更、運営評価等について審議をいただいております、概ね年に2回程度開催している。

介護サービス向上専門部会は、今年新設した専門部会であり、今ほどご意見をいただいた指定基準の方向性について、今年の4月から6月にわたってご議論をいただいたところである。今後は、第三次一括法が成立した場合の条例の制定や、あるいは今ほどご説明した来年以降施行の独自基準について、例えば教育機会の確保といったようなことも申し上げたが、実際にどういった内容について研修等を行っていただくのかといったような指針についても、ご議論いただくことになるかと思う。

(会長)

委員のみなさん、そういうことだがよろしいか。

ここでお諮りしたいのは先ほどお話があったが、1つのワーキングと4つの部会についてそれぞれ委員の皆様にご参加をいただきたいということであり、それを定めるについては、皆さんのご希望をお伺いした上でそれぞれ振り分け等を行い、会長・副会長に一任のうえ、調整を行い、メンバーを決めさせていただきたい。前回もそういう形で進めさせていただいたということなので、ご一任をいただくということでよろしいか。

(委員)

異議なし

(会長)

では、よろしく願います。なお、部会への参加については8月31日までにそれぞれ皆様のご希望を事務局まで、どのような形でも結構なのでお知らせ願いたい。とりわけ公募委員の方については、

せっかくの機会なのでご参加をいただきたいと思っているので、ご協力をお願い申し上げます。この点について、委員の皆様のご了承を賜りたいので、よろしくお願い申し上げます。

(委員)

異議なし

(委員)

現場で働く職員の数が足りないということも意見ででていますが、潜在介護福祉士の掘り起こしというようなことはやってもらってもいいかと思う。出産・育児等で現場から離れている介護福祉士の数は多いと思うので、それについて介護福祉士会と連携を取って掘り起こすということも一つの手ではないかと思う。

(事務局)

ご指摘のような点があることについて認識しており、今後対応について検討していきたい。

(委員)

介護保険の実施状況の中では高齢者の賃貸住宅、サービス付き高齢者住宅は対象に入っていないと思う。その施設の状況がどうか、その中に入っているデイの利用状況、訪問介護については調査が入っているが、昨今増えている高齢者賃貸住宅の調査については、対象に入っていないと思うが、確実に数は増えている。それについて目をつぶってはいけないと思うので、その中のデイや訪問介護だけではなくて、施設環境のようなことについて、市が立ち入ることはできないのか。

(事務局)

ご指摘の件については、サービス付き高齢者住宅だけではなくて有料老人ホームの範疇のものもある。有料老人ホームについては今年の4月に県のほうから届出の権限が金沢市に下りてきたところである。それらについて現在順次立ち入って状況を把握しているところである。今のところ運営上大きな支障があるというというような状況はないが、定期的に報告等を求めて必要があれば監査、ということも含めて対応していきたい。今のところ特別の問題はないので、通常の立入り、あるいは調査というような形で進めていった上で、必要があれば介護サービスも含めて監査などを行っていくといったような形になるかと思う。状況等についてはまだ立入り自体も終わっていないので、次回以降にご報告をさせていただきたい。

(委員)

高齢者施設を訪問し、従業員の方、あるいは入所の皆さんからお話を聞くのが非常に困難であるように思う。施設を訪問して何かご不満はないか、というようなお話を聞く機会があればと思って市内の色々なところをお尋ねしているが、なかなか簡単に受け入れするようなお声は出ない。ざっくばらんに聞きたいとの思いが、私たち人権擁護委員の中にはあるのだが、中々ハードルが高いという話も出ている。

私の母親が小さなグループホームにご厄介になっている。そこでは避難訓練や防災訓練をとりいれていただいて、万一夜に発生したことを想定して行ったり、ご近所の皆さんも参加して下さる。家族として防災訓練に行ったときには、ご近所の方も車椅子を運んだり、お手伝いに来たりするのを見

て、本当にありがたいと思った。日頃からバーベキューをすとかお誕生日会をすとか、そんなときにも上手にそのグループホームさんにご近所の皆さんにもお声がけをして、全然入所していないご近所の方がお子さんを連れて一緒にそのグループホームへ来て楽しんでいる。またご近所の方がご自分の家庭菜園で作った果物や野菜をグループホームの皆さんに届けたり、そんな風にとってもいい具合にご近所とのつながりをとても上手にしているのを、ありがたいといつも思っている。

みんなが支えあって介護の施設のことに取り組んでいただき、本当に不満がなく私たち人権擁護委員の出る幕のないのが一番良いのであるが、不満があっても言いにくいのではないのかと思いながら日々活動している。難しいことを聞くのではなくて、ざっくばらんに「こんなことをもうちょっとこうして欲しい」「こんなことを私はいつも思っている」というような生の声を聞く機会がもっとあったらいいと日頃から思っている。

(事務局)

地域との連携、あるいは施設が少し垣根を低くして欲しいというお話であったと思う。地域との連携は条例の中に盛り込む予定なので、そんな点でも参考にしたいと思う。

(会長)

事務局においては、今日の意見を踏まえて今後の作業を進めていただくよう、お願い申し上げます。それでは閉会としたい。みなさん長時間にわたってご議論いただき感謝申し上げます。